

※令和7年1月17日 第5回多摩川河川整備計画有識者会議 資料-5に加筆・修正した箇所が赤字・下線

※赤字箇所は、今回の説明での強調表現

多摩川水系河川整備計画【骨子】(案)

令和7年3月5日

国土交通省 京浜河川事務所

目 次

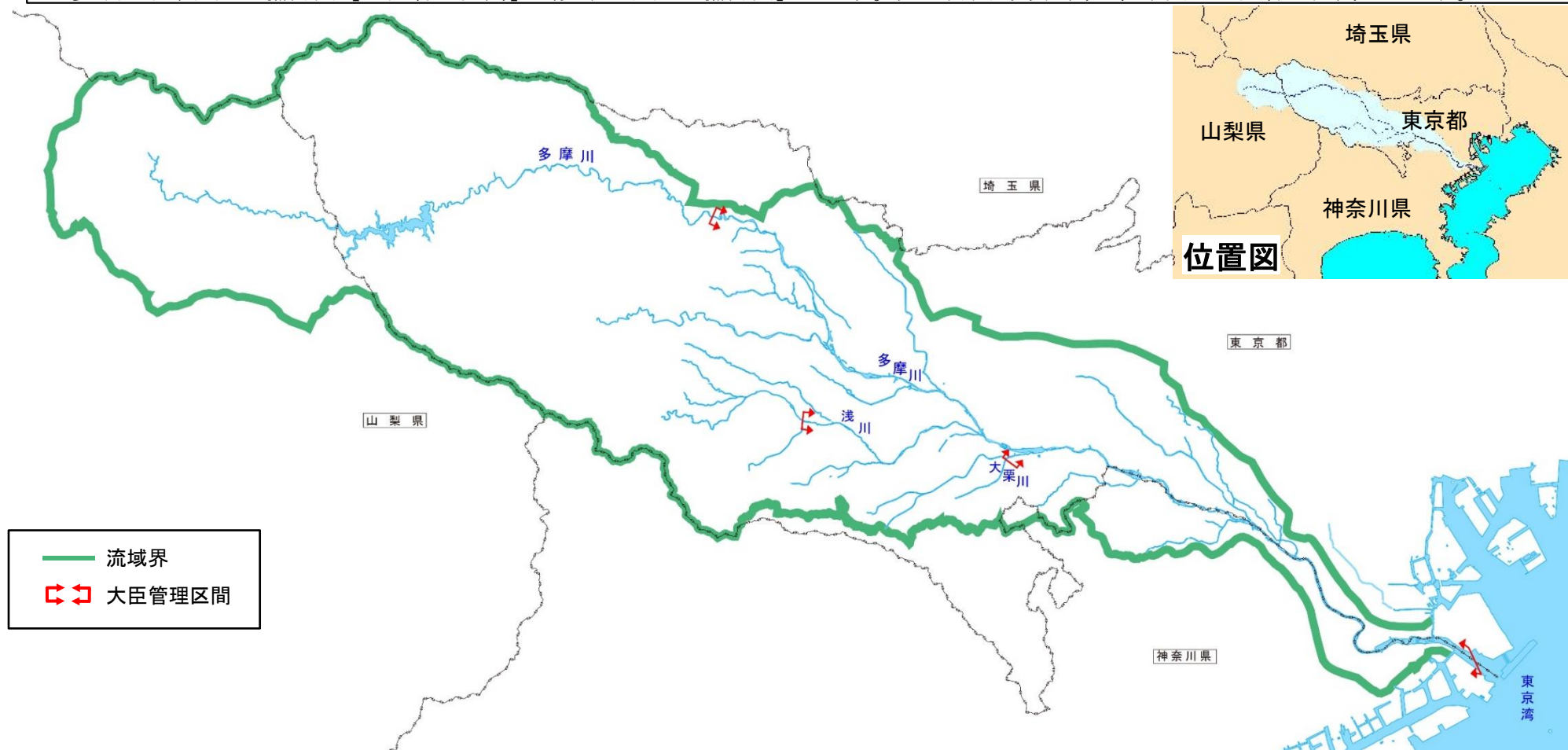
1. 河川整備計画の対象区間及び期間	1
1.1 計画対象区間	1
1.2 計画対象期間	1
2. 河川整備計画の目標に関する事項	2
2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	<u>4</u>
2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	<u>4</u>
2.3 河川環境の整備と保全に関する目標	<u>5</u>
3. 河川の整備の実施に関する事項	<u>6</u>
3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により 設置される河川管理施設の機能の概要	<u>6</u>
3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項	<u>6</u>
3.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	<u>10</u>
3.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項	<u>10</u>
3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	<u>13</u>
3.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	<u>13</u>
3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	<u>16</u>
3.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項	<u>16</u>
4. その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項	<u>20</u>
4.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体で取組む対策	<u>20</u>
4.2 地域住民、関係機関との連携・協働	<u>20</u>
4.3 治水技術の伝承の取組	<u>21</u>

1. 河川整備計画の対象区間及び期間

多摩川水系

1.1 計画対象区間

■ 多摩川水系河川整備計画【大臣管理区間】（以下「河川整備計画」という。）の計画対象区間は、下図の大臣管理区間とします。



1.2 計画対象期間

■ 河川整備計画の計画対象期間は、概ね30年間とします。

■ 河川整備計画は現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後においてもこれらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要がある場合には、計画対象期間内であっても適宜見直しを行う。

- 多摩川水系の歴史的な川と地域の関係を踏まえつつ、気候変動の影響により増大が予想される洪水氾濫等の災害から地域住民の生命、財産、生活を守るとともに、都市に残された水と緑のオアシスとして、かけがえのない自然の恵みを享受し、次世代により良い資産として継承するべく、関係機関や流域住民等と連携しながら「治水」「環境」「利用」が調和した川づくりに取り組みます。
- 多摩川は、全国に先駆けて「河川環境管理計画」によるゾーニングを取り入れ、「河岸維持管理法線」の設定により河川敷の区分に応じた川づくりを進めてきました。これら取組により、治水対策の大幅な進捗が図られつつも「治水」「環境」「利用」のバランスが一定程度保たれてきたことは大きな成果ですが、環境面では保持すべき環境の劣化や外来種の拡大、利用面では住民の利用ニーズが多様化に対応したゾーニングの見直しなどが課題となっています。
- また、河川管理では、都市河川であるがゆえに堰や橋梁等多くの河川横断工作物が洪水流下と土砂移動の阻害となり易く、滯筋の固定化、狭い流路への洪水流の集中に伴う局所洗掘や河床低下、河道の二極化による堤防や河岸、横断工作物の不安定化の課題が懸念されます。
- これに対して、長期的な視点で各施設の敷高や河床勾配を設定するとともに、施設管理者と連携した堰の改築等を着実に実施してきたことで、近年では著しい土砂移動の不均衡が改善されつつあります。
- さらに、中上流部の土丹が露出し河道の二極化が進行した区間においても、学識者と連携し、洪水時における侵食速度や強度、さらに、河川環境上の問題等を確認しながら、土砂移動を制限するために縦断方向に複数の帯工を設置するなど、河道を安定化させるための科学的かつ実践的な河川管理の取組が積み重ねられてきました。
- 令和元年東日本台風による戦後最大の洪水の流下は、こうした長年にわたる取組の成果を検証するものとなりました。土砂変動量については全川的に洗掘傾向であるものの、下流部の堰改築や中上流部の二極化対策の実施箇所では土砂移動の著しい不均衡はみられなかったことは、洪水流量に応じて低水路幅を変化させて洪水流を安全に流下させることができる動的に安定した河道形状に変化しており、河川環境と調和した川づくりを実践できる素地が整いつつあると考えられます。
- 整備計画の見直しにあたっては治水対策と同様に河川環境についても目標を定量化したうえで、治水安全度の向上と生物の生息・生育・繁殖の場の保全と創出の取組を両立させることを目指します。
- 実施にあたっては、調査・計画・施工・維持管理の一連のシステムを通じて「水」と「土砂」のつながりを把握しながら、それを河道整備の検討要素（堤防、河岸、河床など）に反映していくことで、動的な河道変化と生物の生息・生育・繁殖環境の場との応答を確認・評価を行います。

- 河道掘削では、計画段階から目標とする動植物種の生息・生育・繁殖環境の場の保全・創出ができる掘削断面や施工上の工夫を見込むこととします。その際、これまでの知見に基づく河道の変化傾向を見込んで計画を立てるとともに、自然の営力を考慮しつつ、中長期的に維持されることを目指します。
- 高潮区間における堤防嵩上げ又は拡幅、低水路への消波堤設置にあたっては、生物が身を隠せる場になるような多孔質構造を採用するなど、干潟やヨシ原に生息する生物の生息・生育・繁殖環境の場の創出を促進します。
- 堰・床止め等の河川横断工作物については、引き続き上下流における河床縦断形、河床変動、動植物の生息・生育・繁殖の場等への影響を確認しつつ、必要な対策を講じます。また、中上流部の露出した土丹河床の著しい洗掘等の課題については、引き続き、モニタリングを継続的に実施しながら、土丹の物理特性の科学技術的な解明を進めるとともに、これまでの知見等を踏まえ、河川生態系の保全や河道の二極化抑制のための高水敷切り下げ、土丹の露出に起因した著しい洗掘箇所の埋め戻しなど、広く分布する土丹に起因する課題への総合的な対策を講じます。
- さらに、流域と河川内のつながり（流域治水への転換、環境・利用の拠点ネットワーク、防災・河川環境教育）を含めた多摩川全体を視野に入れた自然環境の保全・創出の実践を目指します。
- 災害の発生の防止又は軽減に関しては、堤防の拡築、河道掘削及び護岸の整備等により洪水を安全に流下させる整備を推進するとともに、地震・津波対策のため、堤防・水門等の耐震・液状化対策と下流部での津波・高潮を考慮した堤防整備等を実施し、氾濫の被害をできるだけ減らすようハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた河川整備等を図る。また、気候変動の影響によって将来、増大が予想されている渇水や洪水・高潮、水質悪化等のリスクに総合的に適応するため、内水排除等の流域内の河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者により、流域全体を視野に入れた総合的な治水対策（「流域治水」という）の取組を推進することで、流域全体の被害の最小化を図ります。
- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、流水の正常な機能の維持に対する方向性、自然環境が有する多様な機能を活用し、雨水の貯留・浸透を促進させる等の必要な施策を講じます。
- 河川の維持管理に関しては、災害発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の整備と保全の観点から、河川の有する多面的機能を十分に発揮できるよう地域住民や関係機関との連携や意識の向上を図ります。また、洪水や河川整備による土砂動態の応答や土丹の侵食速度や強度などの応答や、それらが河川環境に与える影響など、「水」と「土砂」のつながりに着目した河道の変化を精細なモニタリングにより適切に把握するとともに、研究機関と連携して河川管理に必要な調査・研究を適切に実施する。また、河川管理施設機能を十分に発揮させるため、必要に応じたメンテナンスを実施します。
- 河川整備計画は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川整備を行うため、中期的な整備内容を示したものであり、適宜見直し、段階的・継続的に整備を行うこととしており、その実現に向けた様々な調査及び検討を行います。

2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標

- 洪水に対しては、我が国の社会経済活動の中核を担う東京都・神奈川県を流れる多摩川の氾濫域には人口・資産が高度に集積していることから、多摩川の重要性を考慮して、目指すべき治水安全度の水準は、全国の他の河川における水準と比較し高い水準である気候変動により予測される将来の降水量の増加等を考慮した年超過確率1/70～1/80の規模とし、流域からの流出特性や流下特性をふまえ、基準点石原において河道整備において対象とする流量を7,200m³/sとして、洪水を安全に流下させることを目的とします。
- さらに、降雨量が予め定めた基準を超えると予測された場合には、流域内にある小河内ダム等において、治水協定に基づく事前放流を行い、一時的に洪水調節機能を強化します。
- 洪水による災害の発生防止にあたっては、多摩川の土砂動態や土丹の把握を行い、河川環境とも調和しつつ、これまでの治水対策を加速化させるとともに、流域の様々な関係機関の連携の下で流域の保水・遊水機能の確保・向上など流域を視野に入れた総合的な治水対策（「流域治水」という）を行います。
- 計画規模を上回る洪水や整備途上において施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても、人命、資産、社会経済の被害をできる限り軽減することを目標とする。この目標を達成するために、応急的に待避できる場所の確保や避難路が被災するまでの時間を少しでも引き延ばす避難確保ハード対策と、円滑かつ迅速な避難の確保、的確な水防活動の促進、氾濫水の排水などの迅速な応急活動の実施、水害リスクを考慮したまちづくり・地域づくりの促進などのソフト対策を関係機関と連携して一体的・計画的に推進します。
- 治水対策の実施にあたっては、良好な河川環境の保全・創出や人と河川との豊かなふれあいの確保も図ることができるよう、多摩川の特徴である治水と生態系の保全や高度な河川空間の利用が調和した川づくりを推進します。

2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能を維持するために必要な流量について、多摩川における石原地点では、かんがい期は概ね12m³/s、その他の期間は概ね10m³/sを流水の正常な機能を維持するため必要な流量とし、これらの流量を確保するよう努めます。

2.3 河川環境の整備と保全に関する目標

- 河川環境の整備と保全に関しては、歴史的に「多摩川河川環境管理計画」の果たしてきた重要な役割を認識した上で、生態系保持空間における外来植物の増加などの環境の劣化が発生している等の新たな課題に対して適切に対処していく必要があります。
- 今後とも流域の自然や社会状況の変化や地域のニーズを踏まえて、「多摩川河川環境管理計画」の見直しなどのフォローアップを行いながら、バランスの取れた自然環境の保全と秩序ある利用を図ります。
- 多摩川においては、流域の都市化に伴い水質悪化をはじめ河川環境に対して大きな負荷を与えてきた中で、関係者による総合的な取組が奏功した結果、現在の河川環境が再生された歴史を踏まえつつ、引き続き、多摩川らしい自然環境の保全・創出に資する施策、及び人と多摩川の良い関係を創出するための対策を適切に講じます。
- 学術上または希少性の観点から重要な種・群落、注目すべき生息地を含めた生物の多様な生息・生育・繁殖の場環境の保全・創出を図り、多様な河川環境を保全・創出する川づくりを行うとともに、多摩川らしい河川景観の保全・形成を地域住民、関係機関等と一体となり、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用して、地域の魅力の向上や防災・減災等の多様な効果を得ようとする「グリーンインフラ」により治水と環境の調和保全・創出、地域振興の実現の貢献に努めます。
- 「良好な状態にある生物の生息、生育、繁殖の場を保全するとともに、そのような状態にない河川の環境をできる限り向上する」という考え方を基本とします。
- 流域全体にわたる生態系ネットワークの形成に寄与する良好で、多様な動植物等の生息・生育・繁殖の場の保全として、河川では干潟・砂礫河原等の保全、堤防では草原で生息・繁殖する生物のための「堤防草原」の保全を図りつつ、失われるなどした河川環境の創出を図る。さらに、多摩川の土砂動態や土丹の把握を行った上で、「治水」との調和を図りつつ、多摩川が本来有している砂礫河原、瀬と淵、ヨシ原、干潟等の保全・創出を図ります。
- 人と河川との豊かなふれあいの確保については、沿川地方公共団体が立案する地域計画等との整合を図り、自然環境の保全を考慮し、ユニバーサルデザインに配慮した河川空間の形成を推進します。
- 水質については、良好な水質を維持するために地域住民や関係機関と連携を図り、情報共有を行いながらモニタリングを継続し、その保全・改善に努めます。
- 多摩川に対する理解不足から発生する環境や景観の破壊、利用者同士の利害衝突等を防ぐ上で、自然の実態、生態系、川にまつわる歴史や文化など、多摩川の持つ価値を広く啓発していく。このため、多摩川水系全体を博物館と捉え、多摩川の持つ価値への理解を広げる取組を推進します。
- 流域において森林・田畑等の保全、水と緑のネットワークの整備保全、ランドスケープの保全等に対し生物多様性保全回復の観点から、その対策を有識者から意見を伺い、地域住民、関係自治体及び関連機関等と連携していきます。
- 住民、企業、行政と連携し、賑わい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺空間をまちづくりと一体となって創出します。

3. 河川の整備の実施に関する事項(1/14)

多摩川水系

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要(1/7)

- 河川の整備に当たっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、津波、高潮等による災害に対する安全性の向上を図る。その際、水質の維持・向上、動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出、景観や親水を考慮する等、総合的な視点で推進します。
- 堤防の必要な幅や高さが不足している箇所においては、堤防の嵩上げ・拡幅等を実施するとともに、築堤等に伴って改築が必要な樋門については、施設管理者と協議の上、新設、改築又は撤去し、陸閘については、その解消を図ります。
- 多摩川中上流部や支川浅川では、河床付近に土丹の露出している箇所が見られるため、これを考慮した河床変動調査による将来河床の予測や侵食、剥離、水跳ね等を考慮した河床安定対策等を検討し、適切な対処を行います。
- なお、河川の整備に当たっては、新技術の開発や活用の可能性を検討するとともに、河道掘削等により発生する土砂を築堤等へ有効活用を図る等、コストの縮減に努め、3.1.3「河川環境の整備と保全に関する事項」を確認した上で、河川環境の整備と保全を実施します。

3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項(1/4)

(1)堤防の整備

- 標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間について、堤防の嵩上げ・拡幅を行います。
- 堤防の拡幅等によって、関連施設に影響のおそれがある場合には関係機関と調整の上、整備を行います。

(2)河道掘削

- 洪水を安全に流下させるため必要な箇所等において、河道掘削を行います。
- 河道掘削により発生する土砂は、築堤や災害への備えとしての堤防沿い用地の盛土、周辺のまちづくり等の他事業への有効活用に努めます。
- 河道掘削に伴い既存橋梁の基礎等に影響がある場合には、橋梁管理者と協議を行い、安定対策を実施します。
- 河道掘削によって、既存の高水敷利用への著しい影響のおそれがある場合には、必要に応じて利用調整を行います。



令和6年1月撮影

堤防の整備



令和5年1月撮影

河道掘削

3. 河川の整備の実施に関する事項(2/14)

多摩川水系

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要(2/7)

3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項(2/4)

(3)堰・床止周辺の水位低下対策

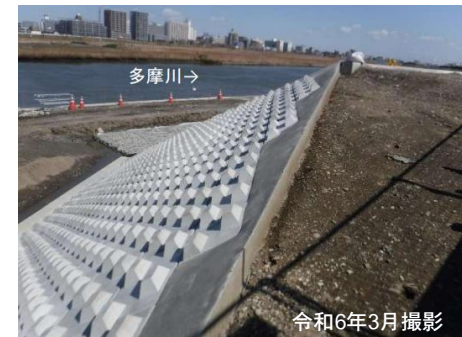
- 堰・床止周辺の水位低下対策の実施に当たっては、過去に行った堰・床止め対策後の河川への影響を踏まえつつ、上下流における河床縦断形の維持、河床変動、動植物の生息・生育・繁殖の場等への影響度合いを推定した上で洪水リスクの低減を図るための適切な手法を選定します。
- 本対策実施後においても、洪水流下への影響について継続的にモニタリングを行い、その効果を検証した上で、著しい危険性の除去が必要な場合は更なる対策を講じます。



昭和水堰

(4)浸透・侵食対策

- 堤防防護に必要な高水敷幅が確保できない箇所や、高速流の発生により洗掘のおそれがある箇所において高水護岸整備や水衝部対策を行います。
- 堤防等の安全性向上にあたっては、全川にわたり、緊急性、環境面等を総合的に判断して必要な堤防強化対策を行います。



侵食対策

(5)高潮対策

- 多摩川の河口から六郷橋までの区間において、高潮堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間等について、嵩上げ又は拡幅を行います。
- 波のうちあげ高が計画堤防高を上回る区間においては、干潟やヨシ原に生息する動植物の生息・生育・繁殖の場への影響を回避しつつ、低水路に消波工を設置する。なお、河川管理者の管理外の対応は、他の管理者（川崎市、航空局）との調整を行います。
- 計画高潮位が計画高水位を上回る区間（河口～3.4k）において、構造物の安全性が不足している河川構造物の羽田第一水門及び羽田第二水門の改築を行う。なお、その他の構造物についても、施設管理者に対して構造物の安全性の照査等の実施などの調整を図ります。

3. 河川の整備の実施に関する事項(3/14)

多摩川水系

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要(3/7)

3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項(3/4)

(6)超過洪水対策 ※第5回会議でお示しした内容。加筆・修正は第7回会議にて説明予定

- 河川堤防が決壊した場合に甚大な被害が発生するおそれがある区間において、避難のための時間を確保する、浸水面積を減少させるなどにより被害をできるだけ軽減することを目的に、河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い河川堤防等を検討するとともに、既存施設の有効活用や、地域毎の水害リスクを考慮したまちづくりのための関係機関に対する必要な支援を行います。
- 多摩川下流部においては、人口が集中し、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性がある。このような区間では、堤防の決壊を回避するとともに、氾濫時の貴重な避難場所ともなる高規格堤防の整備を行うこととし、事業実施中の地区については、整備を推進します。
- 高規格堤防の整備にあたっては、まちづくり構想や都市計画との調整を行うことが必要であり、関係者との調整状況を踏まえつつ順次事業を行います。

(7)地震・津波遡上対策

- 耐震性能の照査等を行い、必要に応じて耐震・液状化対策を実施します。

(8)内水対策 ※第5回会議でお示しした内容。加筆・修正は第7回会議にて説明予定

- 内水や支川による浸水被害が著しい地域については、関係機関との調整・連携の下で、内水被害の軽減対策を推進します。

(9)支川合流点処理 ※第5回会議でお示しした内容。 加筆・修正は第7回会議にて説明予定

- 多摩川と平瀬川の合流部は、関係機関との調整・連携のもと、堤防整備や水害リスクを低減する対策を総合的に実施します。



平瀬川合流点

3. 河川の整備の実施に関する事項(4/14)

多摩川水系

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要(4/7)

3.1.1 洪水、津波、高潮等による被害の発生防止又は軽減に関する事項(4/4)

(10)危機管理対策

- 被害の最小化を図る観点から、災害時において河川管理施設保全活動、緊急復旧活動、水防活動等を円滑に行う拠点及びこれにアクセスする管理用通路等について、関係機関との調整の上、洪水時に周辺地域が浸水した場合にもこれらの活動が円滑かつ効果的に実施できるよう整備を行うほか、災害復旧のための土砂等資材の備蓄、排水ポンプ車等災害対策車両の適切かつ効果的な運用について検討を進めるとともに、排水機場等の耐水化、孤立化の回避対策、予備電源の確保等を進めます。
- 気候変動の影響等による大雨や短時間強雨の発生頻度の増加に伴い、水位の急激な上昇が頻発することが想定されることから、水門等の確実な操作と操作員の安全確保、高齢化等による操作員のなり手不足に対応する観点から、必要に応じ施設操作の遠隔化・自動化や無動力化等を実施します。
- 雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報や河川監視用ＣＣＴＶカメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行うとともに、その情報について光ファイバー網等を通じて関係機関へ伝達し、円滑な水防活動や避難誘導等を支援するため、これらの施設を整備し、観測機器、電源、通信経路等の二重化等を図ります。
- 大規模地震等の発生時において、緊急用物資の輸送や、被災した河川管理施設の復旧工事、沿川地域の避難者救済活動を円滑に行うため、災害時の緊急輸送路等主要道へ接続する坂路等の整備を実施するとともに、緊急用船着場の整備、航路確保等を行います。



排水ポンプ車等操作講習会の実施



ライブカメラによる配信



水門等の施設の遠隔操作

3. 河川の整備の実施に関する事項(5/14)

多摩川水系

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要(5/7)

3.1.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

- 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を推進しつつ、地球温暖化に伴う気候変動の影響への対応等について、関係機関と調整を行い調査及び検討を継続し、適正な流量の確保に努めます。

3.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項(1/3)

- 河川環境の整備と保全に関しては、多摩川流域全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや風土、文化、歴史との調和を図りながら、多様な動植物の良好な生息・生育・繁殖の場と、豊かな河川景観の保全・創出を図ります。
- 歴史的に「多摩川河川環境管理計画」の果たしてきた重要な役割を認識し、今後とも、本計画を踏まえ、多摩川が有するかけがえのない自然と文化を子々孫々に継承すべく、自然的及び社会的状況を踏まえ、関係自治体、流域住民等との共通認識のもと秩序ある保全・創出と利用を図ります。
- 多摩川流域の自然的、社会的状況を踏まえ、土砂動態にも考慮しながら、生態系ネットワークの形成にも寄与する河川環境の保全と創出を図ります。
- 河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間を要する場合もあるため、工事や外来種対策などの実施後に河川環境のモニタリングを実施し、河川の作用による変化に応じて順応的な管理を行います。

(1)水質改善対策

- 水環境関連対策については、多摩川が有すべき水量とその変動及び水質等の水流の実態を把握するよう努める一方、人と川がふれあえる多摩川を目指して、必要に応じて流域治水の一環である雨水貯留浸透対策等により水量確保対策を実施し、良好な水量とその変動及び水質（底質を含む）の実現を目指します。
- 東京湾の汚濁対策として関係機関と協力し東京湾への流入負荷量の削減に努めます。

3. 河川の整備の実施に関する事項(6/14)

多摩川水系

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要(6/7)

3.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項(2/3)

(2)動植物の生息・生育・繁殖の場の保全(1/2)

- 多摩川らしい豊かな自然環境を保全・創出するため、以下のような定量目標（評価原点は全て平成27年頃とする）を設定したうえで、河道掘削等の河川整備を推進します。
- 河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間を要する場合もあるとともに、河川の作用によって常に変化するものであることから、短期的な変化だけではなく、中長期的、広域的な変化も含めて取組を評価します。
- 多摩川河口部周辺では、干潟環境を好むエドハゼ・トビハゼ等の魚類が生息・繁殖するとともに、干潟で採食するハマシギをはじめとしたシギ・チドリ類の鳥類が生息・繁殖し、イセウキヤガラ・シオクグ・アイアシ等の塩沼湿地に生育・繁殖していることを踏まえ、干潟について、▲haの創出を図ります。また、オオヨシキリ等の鳥類、ヒヌマイトトンボといった重要な汽水性昆虫類の生息・繁殖の場となっているヨシ原については保全を図っていきます。
- 多摩川下流部周辺では、ヨシ等の水生植物帯にオオヨシキリ等の鳥類が営巣地として生息・繁殖、カンエンガヤツリ・ゴキヅル等の低・中茎草地において、それを採食・営巣するオオバン・チュウサギ等の鳥類が生息・繁殖していることを踏まえ、水生植物帯及び低・中茎草地については、▲haの創出を図ります。また、底生動物のクロベンケイガニが生息・繁殖している自然裸地については保全を図っていきます。
- 多摩川中下流部周辺では、コウガイモ・ミクリ等の水生植物帯に、カイツブリ・オオヨシキリ等の鳥類が浮き巣として生息・繁殖し、カンエンガヤツリ・ミクリ等の低・中茎草地において、それを採食・営巣するオオバン・チュウサギ等の鳥類が生息・繁殖していることを踏まえ、水生植物帯及び低・中茎草地の▲haの創出を図ります。また、イカルチドリ等の鳥類やカワラケツメイ等の在来河原植物が生息・生育・繁殖している砂礫河原、ミナミメダカ・ドジョウ等の魚類やカワセミ等の鳥類の生息・生息・繁殖の場となっているワンド・たまりについては保全を図っていきます。
- 多摩川上流部周辺及び中上流部周辺では、イカルチドリやコアジサシ・キセキレイ等の鳥類は砂礫河原において生息・繁殖し、カワラノギク等の在来河原植物が生育・繁殖していることを踏まえ、中上流部周辺及び上流部周辺の砂礫河原の▲haの創出を図ります。また、チュウサギ・オオバン等の鳥類やタコノアシ・ミクリ等の植物が生息・生育・繁殖する低・中茎草地、カイツブリ・オオヨシキリ等の鳥類やエビモ・ミクリ等の植物が生育・生息・繁殖する水生植物帯については創出を図り、ミナミメダカ・ドジョウ等の魚類やカワセミ等の鳥類の生息・繁殖の場となっているワンド・たまり、モズ・ヤマセミ等の鳥類が生息・繁殖する河畔林については保全を図っていきます。



多摩川下流部(4.2kp付近)



多摩川中下流部(15kp付近)



多摩川中上流部(44kp付近)



多摩川上流部(61kp付近)

※定量目標の各創出面積については、次回の会議において提示します。

3. 河川の整備の実施に関する事項(7/14)

多摩川水系

3.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要(7/7)

3.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項(3/3)

(2)動植物の生息・生育・繁殖の場の保全(2/2)

- 支川浅川では、イカルチドリ等の鳥類は砂礫河原において採食、繁殖し、カワラケツメイ等の在来河原植物が生育・繁殖していることを踏まえ、砂礫河原については、▲haの創出を図ります。
- 生物多様性の向上と地域活性化の両立を図るため、堰等の河川横断工作物の魚道の一部において、魚道への誘導施設が有効に機能しておらず、アユ・マルタ・ウキゴリ等の回遊魚類の遡上が困難になっていること等を踏まえ、滞留の支障となっている箇所において再生を行うなど、生息・生育・繁殖に適した連続性の確保や河道環境の質の向上を図ります。
- 特定外来生物のアレチウリ・オオキンケイギク・オオカワヂシャ等の植物や外来植物のオオブタクサ・セイバンモロコシ・ハリエンジュ等の増加により、在来種の生育・繁殖の場への影響が懸念されることから、上記の対策に当たっては、市民団体や自治体との連携により、外来植物生育地の環境改善等を併せて行います。
- 環境の保全・創出については、河川改修や維持管理、災害復旧等の中で取り組むとともに、より積極的に対応すべき箇所については自然再生事業を実施します。

※定量目標の各創出面積については、次の会議において提示します。



浅川(5.6kp付近)



ハリエンジュ群落(外来種)

(3)人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備

- 人と河川との豊かなふれあいの確保について沿川住民のニーズが一層高まっていることを踏まえ、有識者や流域自治体、住民の意見を聴きながら多摩川の水辺空間の価値をより一層高めていくための周辺地域と調和した水辺空間デザインのあり方について検討を行います。
- さらに、河川とそれに繋がるまちを活性化する拠点形成ため、地域の景観・歴史・文化及び観光基盤などの資源や地域の創意に富んだ知恵を活かし、自治体、民間事業者及び地元住民と河川管理者の連携の下、実現性の高い水辺の整備・利用に係る河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指す取組として「かわまちづくり」を推進する。河川空間の利活用ニーズの高まりにより、「かわまちづくり」が行われる場合は、推進主体（自治体など）と連携して、かわまちづくり計画策定への支援を行い、治水上及び河川利用上の安全・安心に配慮した河川管理施設の整備を実施します。
- 多摩川や流域に関する歴史・文化等に関連する様々な情報の収集・提供を行うとともに、現地において多摩川への来訪者が容易に情報を得ることが出来るよう歴史や文化を解説した看板等の整備を行い、多摩川誌やその他の流域に関わる様々な文献情報などについて積極的に情報提供・発信を行います。



かわまちづくり(イベント時)

3. 河川の整備の実施に関する事項(8/14)

多摩川水系

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所(1/7)

3.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項(1/3)

- 河川維持管理に当たっては、多摩川の河川特性を十分に踏まえ、河川管理の目標、目的、重点箇所、実施内容等の具体的な維持管理の計画となる「多摩川河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間編】」等に基づき、計画的な維持管理を継続的に行います。
- 河川の状態把握、状態の分析・評価、評価結果に基づく改善等を一連のサイクルとした「サイクル型維持管理」により効果的・効率的に実施します。
- 河川管理施設の老朽化対策を効率的に進めるため、施設状況等のデータ整備を図り、計画的かつ戦略的な維持管理・更新を推進します。
- 河川の維持管理に当たっては、デジタル・トランスフォーメーション（D X）を推進し、新技術の開発や活用により、高度化・効率化に努め、これらの実施に当たっては、動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出を図ります。
- 地球温暖化に伴う気候変動の影響を踏まえ、手戻りのない整備の実施に向けた調査検討を行います。

(1)堤防の維持管理

- 堤防の機能を適切に維持していくために、変状や異常・損傷を早期に発見すること等を目的として、適切に堤防除草、点検、巡視等を行うとともに、河川巡視や水防活動等が円滑に行えるよう、管理用通路等を適切に維持管理します。
- 点検、河川巡視や定期的な縦横断測量調査等の実施により、堤防や護岸等の損傷等が把握された場合には、必要に応じて所要の対策を講じていきます。



堤防除草(ハンドガイド)

(2)河道の維持管理

- 河道の機能を適切に維持していくため、適切に点検、巡視、測量等を行い、河道形状の把握に努めます。
- 河川管理上支障がある河道内の樹木等については動植物の生息・生育・繁殖の場及び景観に配慮しながら必要に応じて伐採等の適切な対策を講じて、洪水の流下の阻害とならないよう管理します。
- 河道内の砂州の発達等に伴う偏流の発生は、河岸の侵食や河道の二極化等を生じるおそれがあるため、必要に応じて河道整正等の対策を行います。



樹木伐採

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所(2/7)

3.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項(2/3)

(3) 堰、水門等の維持管理

- 堰、水門等の河川管理施設については、洪水（内水を含む）・津波及び高潮に対する所要の機能が十分に発揮されるよう適切に点検、巡視等を行うとともに、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い、長寿命化を図ります。長寿命化による機能維持が困難な施設については、具体的な対策工法について検討を行い、改築・改良を行う。洪水、高潮及び地震等による災害に伴う河川管理施設の被害については適宜、復旧対策を行うとともに、災害後の適切なモニタリングを実施します。
- 河川管理施設の操作については、操作規則等に基づき適切に実施する。これらの施設を操作する操作員や自治体職員に対し、施設の機能や操作等について、必要に応じて講習会・訓練を実施する。頻発化する洪水に対して確実な施設操作が必要とされているなか、バックアップ機能の強化や操作員等の安全確保、高齢化等による操作員のなり手不足に対応する観点から、必要に応じ施設操作の遠隔化・自動化や無動力化等を進めていくとともに、浸水被害を受けるなど施設が停止した場合には、早期に復旧できるよう必要な対策を進める他、関係機関等との情報連絡体制の強化に努めます。
- 雨量観測所、水位観測所、水質観測所、河川監視用CCTVカメラ、光ファイバー等の施設については、これらが正常に機能するよう適切な維持管理を実施するとともに、これらの施設を通じて得られた情報を一元的に集約・整理することにより河川管理の効率化に努めます。



開閉装置の点検



扉体の点検

(4) 許可工作物の機能の維持

- 橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、施設管理者と合同で定期的確認を行うことにより、施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、施設管理者に対し改築等の指導を行います。
- 橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時等の操作に支障が生じるおそれがあるため、施設管理者と合同で定期的な履行状況の確認を行うことにより、施設の管理状況を把握し、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、必要に応じて施設管理者に対し改築等の指導を行います。

3. 河川の整備の実施に関する事項(10/14)

多摩川水系

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所(3/7)

3.2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項(3/3)

(5)不法行為に対する監督・指導

- 河川敷地において流水の疎通に支障のおそれがある不法な占用、耕作及び工作物の設置等の不法行為に対して適正な監督・指導を行います。

(6)河川等における基礎的な調査・研究

- 治水・利水・環境の観点から、河川を総合的に管理していくため、流域内の降雨量の観測、河川の水位・流量の観測、河口部の潮位・波高の観測、風向・風速・気圧の観測、地下水位の観測、河川水質の調査等を継続して実施します。
- 観測精度を維持するため、日常の保守点検を行うとともに、必要に応じて観測施設や観測手法の改善等を行います。
- 研究機関とも連携し、洪水時における侵食速度や強度、河川環境上の問題等を確認し、土丹層の河川管理に資する調査及び研究を推進し、その成果を、具体的な工事や維持管理に活用します。
- 気候変動の影響に伴う水災害の頻発化・激甚化や、渇水の頻発化、長期化、深刻化など様々な事象まで想定し、この課題に対応する視点として必要な流域の降雨量、降雨の時間分布・地域分布、流量、河口潮位等についてモニタリングを実施し、経年的なデータ蓄積に努め、定期的に分析・評価を行います。



流量観測実施状況(石原地点)

(7)地域における防災力の向上

- 堤防決壊等による洪水氾濫が発生した場合、自助・共助・公助の精神のもと、住民等の生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を図る必要がある。そのため、迅速かつ確実な住民避難や水防活動等が実施されるよう、関係機関との一層の連携を図ります。
- 継続する市街化傾向や、近年頻発化する水災害に対して、被害の軽減を図るため、関係機関等と連携・技術的支援のもと、既存貯留施設の有効活用、雨水貯留施設の整備等を流域全体で行い、地域と連携した浸水被害軽減対策を推進・支援します。
- また、浸水が想定される区域においては、土地利用の制限をする等の対策を推進するために、関係機関に必要な支援を行います。



住民を対象とした
マイ・タイムライン作成講習会 **15**

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所(4/7)

3.2.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

- 河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努める。また、水利権の更新時には、水利の実態に合わせた見直しを適正に行います。
- 流水の正常な機能を維持については、必要な流量を確保するため、流域の雨量、河川流量、取水量を監視します。
- 渇水時の対策が必要となった場合は、関係水利使用者等との連絡を密にし、情報の提供等により渇水被害の軽減に努めます。

3.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項(1/4)

- 河川周辺環境の維持については、水質の保全、動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出、景観、河川利用等に配慮します。
- 環境教育の支援や不法投棄対策等を実施します。

(1)水質の保全

- 流水機能については、現況の流水機能の劣化を防ぐを維持するために河川管理施設だけでなく許可工作物等も含めた既存の施設等を積極的に活用して適切な水量と水質（底質を含む）の確保とその維持保全を目指します。
- 地域住民や関係機関と連携し、良好な水質を維持するため、水質の状況を把握するとともに、水質の普及啓発活動を兼ねた水生生物調査等を実施します。

3. 河川の整備の実施に関する事項(12/14)

多摩川水系

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所(5/7)

3.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項(2/4)

(2)自然環境の保全

- 河川水辺の国勢調査や定期的な縦横断測量等を含め、工事や外来種対策などの実施後に河川環境のモニタリングを実施し、整備や対策による効果の確認を行います。
- 河川環境が目標とする水準を下回っている場合には、河道の特性等を再度検証した上で、必要な対応を実施する。なお、河川環境は、工事等の実施後に直ちにその効果が発現せず環境の形成に時間を要する場合もあるとともに、河川的作用によって常に変化するものであることから、短期的な変化だけではなく、中長期的、広域的な変化も含めて取組を評価するものとし、必要な対策を実施する場合は、河川的作用による変化に応じて順応的な管理を行います。



外来種駆除

(3)河川空間の適正な利用

- 河川法に基づく占用許可に関しては、河川利用を計画的に行うために「多摩川河川環境管理計画」に基づき、施設管理者及び占用者に対して許認可時に適切な指導を行います。

(4)水面の適正な利用

- 水面の利用に当たっては、地域の歴史文化、河岸周辺の利用や、環境を考慮しながら、安全で秩序ある水面利用を自治体、関係機関等と連携して推進します。



船舶の航行(丸子の渡し)

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所(6/7)

3.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項(3/4)

(5)景観の保全

- 多摩川らしい良好な景観の保全については、そのほとんどが秩父多摩甲斐国立公園区域である上流部の渓谷美、多摩川を代表する中下流部および中上流部中流部の砂礫河原が広がる景観、下流部の都市景観と調和した水辺景観、河口干潟の景観の保全・創出を図るとともに、沿川の景観と一体化した多摩川八景、多摩川50景など、多摩川らしい風景の保全を図ります。



河口干潟の景観

(6)環境教育の推進

- 人と自然との共生のための行動意欲の向上や環境問題を解決する能力の育成を図るため、環境教育や自然体験活動等への取組について、市民団体、地域の教育委員会や学校、民間企業等、関係機関と連携し、推進していきます。
- 河川の魅力や洪水時等における水難事故等の危険性を伝え、安全で楽しく河川に親しむための正しい知識と豊かな経験を持つ指導者の育成を支援します。
- 首都圏に残された広大な水と緑の空間である多摩川を利用する人々の増加に伴い水難事故が多発していることに対処するため、河川管理者並びに、地方公共団体沿川自治体、警察署、消防署等と連携し、防止に努めます。
- 子供たちだけでなく地域の人々の多摩川の自然環境や水辺を利用した総合学習の支援を行うため、自然を生かした水辺や施設の維持・保全に努めます。
- 水辺の楽校プロジェクトの継続性確保については、社会情勢の変化する中で、河川管理者としてできる可能な範囲で、市民と河川環境の触れ合いに関するイベントを実施することを通じて、多くの人が水辺に触れ合う機会を提供し、水辺環境に関心を持つ人を増やしていきます。



水生生物調査



水辺の楽校

3.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所(7/7)

3.2.3 河川環境の整備と保全に関する事項(4/4)

(7)不法投棄対策

- 河川には、テレビ、冷蔵庫等の大型ゴミや家庭ゴミの不法投棄が多いため、地域住民の参加による河川の美化・清掃活動を沿川地方公共団体と連携して支援し、河川美化の意識向上を図ります。
- 地域住民、河川協力団体や非営利機関（NPO）及び警察等と連携・協働した河川管理を行うことで、ゴミの不法投棄対策に取り組みます。



不法投棄対策

(8)不法係留船対策

- 不法係留船や不法係留施設は、洪水時に流失することによる河川管理施設等の損傷の原因や、河川工事における支障となるばかりでなく、河川の景観を損ねる等、河川管理上の支障となるため、地方公共団体、地域住民、水面利用者等と連携し、適切に対処していきます。



不法係留船対策

(9)ホームレス対策

- 河川の適正な利用を確保するため、地方公共団体の福祉部局をはじめとする関係機関と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、ホームレスの人権にも配慮しながら、物件の撤去指導等の措置を講じます。

4.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体で取り組む対策

- 都市化に伴う洪水流量の増大、河川水質の悪化、湧水の枯渇等による河川水量の減少、流域の森林の生育状況や山地斜面の崩壊、またはそれらに対する保全対策等による土砂動態の変化、渇水や緊急時の水融通に向けた備えの強化等に対し、水循環基本法の理念等を踏まえながら、河川のみならず、源流から河口までの流域全体及び海域周辺地域を視野に入れた総合的な河川管理が必要であり、流域自治体、関係機関が一体となって、多摩川流域の健全な水循環系の維持等に取り組むにあたり、水流や土砂収支の定量的な把握を通じて水流や土砂動態に関する流域の現状や抱える課題、その要因等を検討し、改善していきます。
- 気候変動による水害リスクの増大及び市街化の進展に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係機関が、主体的に取り組む社会を構築する必要がある、多摩川流域の流出特性や流下特性を踏まえた既存施設の活用など、治水・利水・環境間で利益相反する課題について調整を進めていきます。
- 平野部の約9割が市街化され、田畑面積が非常に少ない多摩川における総合治水対策としては、主に支川の洪水処理や下水道施設（樋管・樋門を含む）及び施策と本川での河道改修との連携や、流域の防災調節池、雨水貯留浸透施設、森林整備等の流域の保水・遊水機能を確保する取り組みを関係機関と連携して推進することにより、地域単位での水害リスク低減等が期待できることから、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律により整備された法的枠組も活用しつつ流域治水の推進を図ります。

※下水道事業との連携についての加筆・修正は第7回会議にて説明予定

4.2 地域住民、関係機関との連携・協働

- 市民団体等が多種多様な目的をもって活動している多摩川において、市民団体、非営利機関（NPO）及び市民団体ボランティア等のほか、地方公共団体や地域の教育委員会、学校、民間企業等との連携・支援を積極的に図り、河川協力団体や地域住民、関係機関等と一体となった協働作業による河川の維持整備・管理等を行います。
- 河川管理者と地域住民を繋ぎ多様な主体の自主的運営を司る人材育成の支援を図り、市民等の川での社会貢献活動を支援していくとともに、川の左右岸や源流から河口までの上下流の住民及び自治体間の交流活動及び上流部の清流の保全活動等に対する支援を行います。
- 既存の河川管理施設、許可工作物に関して環境面から点検を実施し、生物の生息・生育・繁殖環境に著しく阻害となる構造物については、必要に応じ施設管理者に対して適切な対処を行うよう指導する。特に、堰等の横断工作物については、「水」と「土砂」のつながりへの影響を継続的にモニタリングした上で、河川環境や河川管理への著しい影響が生じている場合や、再生可能エネルギーの活用等の新たな利活用により水の恵みの最大化が期待できる場合は、当該施設の設置者と課題を共有したうえで、施設運用の工夫等について協働します。
- 市民ボランティア団体等による河川環境モニタリングの実施に向けた支援を行います。
- 環境モニタリング等により得られた調査結果により、更なる環境データの充実を図るとともに、GIS化等によりデータベースの整備を行い、インターネット等を活用した情報提供体制を充実させます。

4.3 治水技術の伝承の取り組み

- これまでの川と人の長い歴史を振り返り、先人の知恵に学ぶことが肝要なことから、これまでの治水技術について整理し、保存や記録に努めるとともに、減災効果のあるものについては地域と認識の共有を図り、施設管理者の協力を得ながら、施設の保存・伝承に取り組んでいきます。